

## 別紙

### 白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

白岡市都市計画税条例（昭和52年白岡町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第3項の見出し中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に、「2分の1」を「、2分の1」に改める。

附則第4項の見出し中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改める。

附則第5項の見出し中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に、「3分の2」を「、3分の2」に改める。

附則第19項を附則第20項とする。

附則第18項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第8項及び第10項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第8項及び第11項」に、「第10項及び第11項」を「第9項、第11項及び第12項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第12項から第15項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第 1 1 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「1 0 0 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、1 0 0 分の 2. 5）」を加え、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 4 項の条例で定める割合）

6 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白岡市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。